

2019年5月21日

各 位

会社名 株式会社東京精密
代表者名 代表取締役社長CEO 吉田 均
(コード番号 7729 東証第一部)
問合せ先 代表取締役CFO 川村 浩一
TEL (042)642-1701 (代表)

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、2019年6月24日開催予定の第96期定時株主総会において承認されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行することとしております。

これに伴い、本日開催の取締役会において、2006年6月29日開催の第83期定時株主総会においてご承認いただいた取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に係る報酬額の定めを廃止し、監査等委員会設置会社移行後の社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に係る報酬額、内容の決定に関する議案を、2019年6月24日開催予定の第96期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 議案提案の理由

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）が、株価の変動によるリスクを株主と共有することで、当社の中長期に継続した業績および企業価値向上への貢献意欲、ならびに株主重視の経営意識をより一層高めることを目的として、ストックオプションとしての新株予約権を報酬として割り当てることについてご承認をお願いするものであります。

2. スtockオプションとしての新株予約権の具体的な内容

①新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数 360 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類および数 普通株式 36,000 株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

②新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会において定める額とする。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた 金額とする。

④新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を割り当てる日の翌日から20年以内とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、上記③の期間内において、原則として当社の取締役および役付執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から当該権利行使開始日より7日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。その他の新株予約権の行使の条件については、本新株予約権の募集事項を決定する株主総会または取締役会において定める。

以上